

別表第4（第21条関係）

勤務箇所	教 職 員	調整数
1 大学院の研究科	(1) 講師以上の教員のうち、大学院に置かれる研究科（以下「大学院研究科等」という。）において、講義、演習、実験又は実習の指導を担当する者、又は主任として学生に対する研究指導を担当する者	1
	(2) 大学院研究科等に在学する学生の指導に従事する助手	1
2 附属小学校及び中学校	特殊学級を担当し、特殊教育に直接従事する事を本務とする職員	2